

## 能勢町都市計画法施行細則新旧対照表

改 正 条 例	現 行 条 例
<p>(災害の発生のおそれのある区域等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第3条及び第4条に規定する安全性が確保されると認められる土地の区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域のうち、その指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域</p> <p>(2) 令第29条の9第4号に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を除く。）のうち、現に集落地を形成しており、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があると認められる地域であって、次のいずれかに掲げる土地の区域</p> <p>ア 土砂災害が発生した場合に土砂災害防止法第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（既に指定した指定区域に限る。）</p> <p>イ 令第29条の9第4号に掲げる区域に指定された後に、土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施され安全が確保された土地の区域</p> <p>(3) 令第29条の9第6号に掲げる区域のうち、現に集落地を形成しており、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があると認められる地域であって、洪水等が発生した場合に水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（既に指定した指定区域に限る。）</p>	<p>(災害の発生のおそれのある区域等)</p> <p>第5条 略</p>